

第7編 第2期地域福祉計画

第7編 第2期地域福祉計画目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 地域福祉とは	2
3. 計画の対象者	3
4. 計画の担い手	3
5. 計画の位置づけと期間	4
6. 計画の策定方法	5
(1) 計画の策定	5
(2) 計画策定の体制	5
第2章 地域福祉を取り巻く環境	6
1. 地域福祉を支える活動	6
(1) 行政区・町内会	6
(2) 民生委員・児童委員	6
(3) 月形町社会福祉協議会	7
(4) 福祉関連サービス事業者	8
(5) ボランティア	9
(6) NPO 法人（特定非営利活動法人）	10
2. 地域の交流活動	11
(1) 老人クラブ	11
(2) スポーツ・文化サークル	11
3. バリアフリー化の状況	12
第3章 地域福祉計画の実施状況	13
1. 地域福祉計画の実施状況	13
(1) 福祉のまちの土壌づくり	13
(2) 地域福祉活動の活性化	14
(3) 保健・医療・福祉のネットワークづくり	14
2. 福祉関連事業者ヒアリング	15
(1) 実施要領	15
(2) 社会福祉協議会へのヒアリング結果	16
(3) 高齢者関連事業者へのヒアリング結果	16
(4) 障がい者関連事業者へのヒアリング結果	18
第4章 計画の基本的な考え方	19
1. 基本目標	19
2. 施策の方向性	20
(1) 福祉のまちの土壌づくり	20

(2) 人にやさしいまちづくりの推進.....	20
(3) 利用者本位のサービス提供体制づくり	20
3. 施策体系	21

第5章 施策の展開 22

1. 福祉のまちの土壌づくり	22
(1) 福祉のこころづくりの推進	22
(2) 地域の見守り体制の構築	23
(3) 住民活動への支援	24
(4) 関係団体への支援	25
2. 人にやさしいまちづくりの推進	26
(1) 安心・安全のまちづくり	26
(2) 生活環境の整備	27
3. 利用者本位のサービス提供体制づくり	29
(1) 情報提供・相談体制の強化	29
(2) 福祉サービスの充実	31

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

地域社会の現状は、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど変容しつつあります。少子高齢化社会の進展や国内経済の本格的な回復は未だ不透明な状況のなか、高齢者、障がい者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。

他方で、ボランティアやNPO法人などの活動も活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっています。

こうした社会状況の中で、福祉行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も益々大きくなっています。

特に、今般、全国各地でいわゆる高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかになり、少子高齢化社会における高齢者等の孤立が憂慮されるようになってきました。さらには、平成23年3月11日の東日本大震災は、東北地域を中心に甚大な被害をもたらし、日頃からの地域社会のつながりと助け合いがいかに大切であるかを国民に改めて認識させているところです。

本町においては、総合保健福祉計画の中で、基本理念として「みんなにやさしく健やかなつきがた」を掲げており、地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの各根拠法令等に基づく福祉施策の展開とともに、社会福祉協議会、町内の福祉関連事業所や町民の主体的な福祉ボランティア活動などの育成や活動内容の充実、相互の連携を強め、町全体としての「地域福祉力」を高めていくことが求められています。

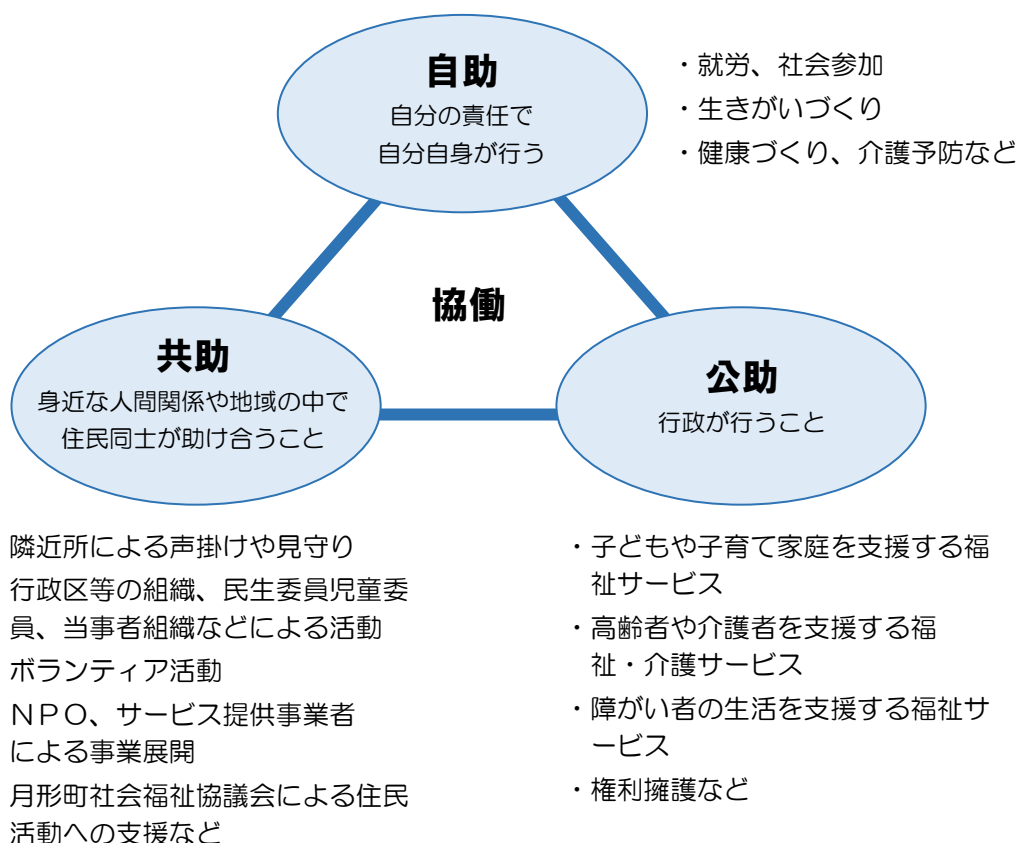
このため、町民だれもがそれぞれ自分らしく、安心していきいきと暮らすことができるよう、地域福祉力を高める方向性を示し、その実現に必要な施策等を取りまとめるために「第2期地域福祉計画」を策定します。

2. 地域福祉とは

私たちが住む地域には、「一人暮らしで話し相手のいないお年寄り」や、「障がいのある方」、「子育てや家族の介護で悩んでいる方」など、何らかの手助けや支援を必要としている方々も多く住んでいます。また、人と人とのつながりが希薄になる中で、対人的な不安やストレスを感じたり、社会的に孤立するといった問題も生じています。

「地域福祉」（福祉のまちづくり）とは、これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題を、「高齢者」や「障がい者」、「子ども」といった「対象者」ごとではなく、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、地域に住む人が互いに思いやりをもって、公的な福祉サービスを利用しながら、ともに支えあい助けあうことで、自立した生活を送るということです。

このため、多様な担い手がそれぞれの特性を活かした役割分担の下に、生活課題の解決にむけて努力していくことが重要であり、自助「自分の責任で自分自身が行う」、共助「身近な人間関係や地域の中で住民同士が助け合うこと」、公助「公的機関が行うこと」が適切に連携し、地域全体で支え合い、助け合うまちづくりを進めることが求められています。



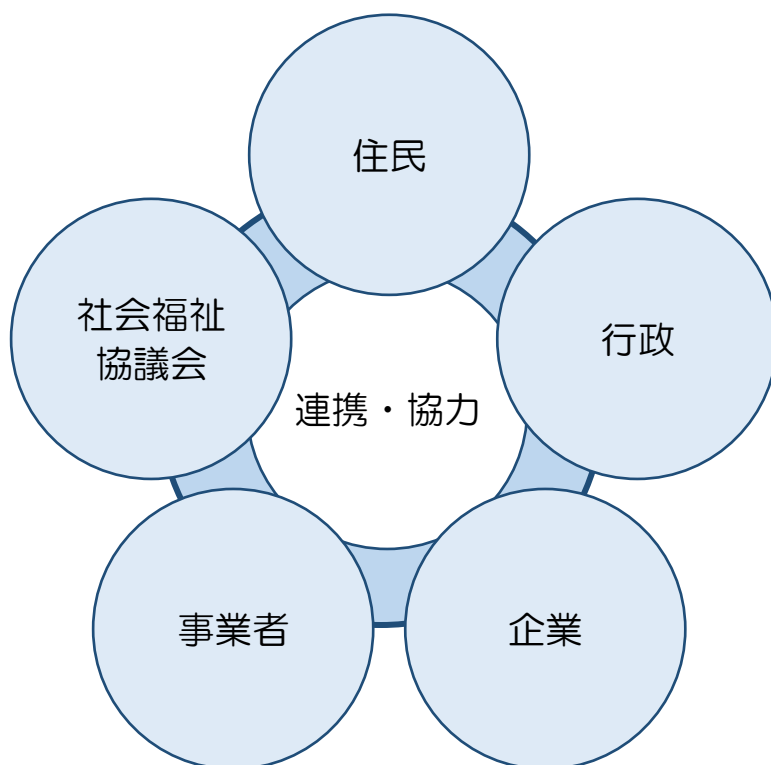
3. 計画の対象者

本計画の対象者は、限られた社会的弱者のみではなく、月形町に住む全ての住民となります。その中では、生活に支援を必要とする高齢者や障がい者、またその方のご家族、子育て中の方などはもちろんのこと、年齢、性別、国籍などに関わりなく、地域に住むすべての人が対象となります。

4. 計画の担い手

本計画の担い手、すなわち地域福祉の担い手は、対象者と同じく、地域住民すべてとなりますが、次のような各組織を中心としてとらえることが考えられます。

例として、行政区・町内会、住民団体、ボランティア団体、NPO 法人、といった住民主体の活動団体があげられます。また、行政と社会福祉協議会はもちろんのこと、民生委員児童委員、社会福祉の事業者、企業なども重要な担い手となるため、関係団体相互の協力をしていく必要があります。



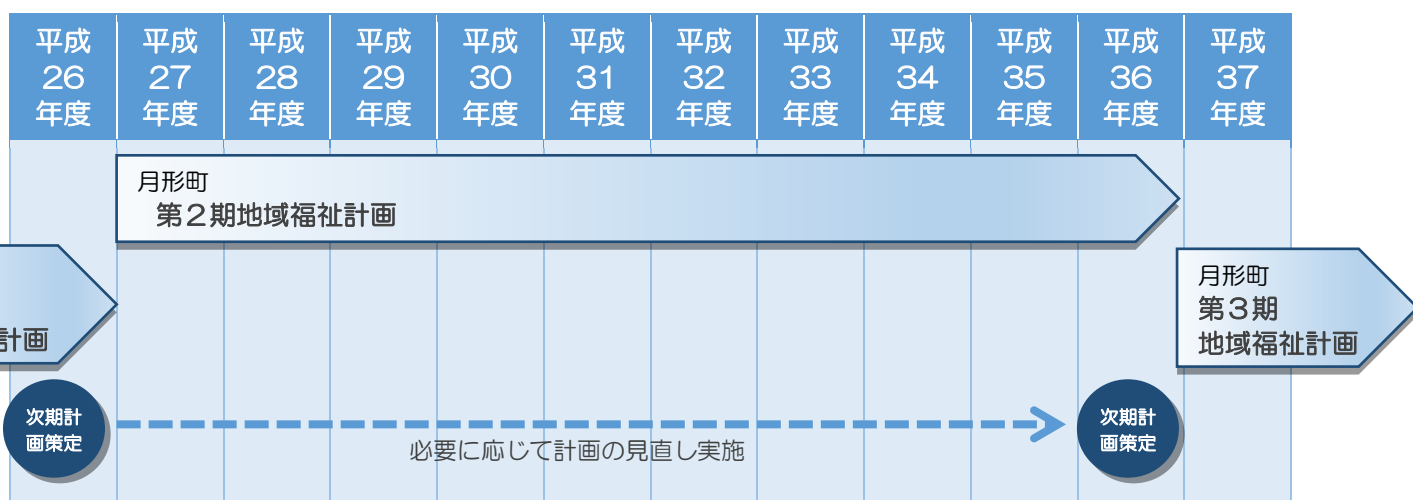
5. 計画の位置づけと期間

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定されている市町村地域福祉計画に該当するとともに、「第 2 次総合保健福祉計画」で掲げる基本目標「地域で支え合い、つながりのあるまち」を具体化する計画の一つとなります。

子ども、高齢者、障がい者など対象者毎に策定される福祉分野等計画を自助、共助、公助による「協働」という理念のもとに、有機的につなげ、発展させる役割を担います。

住民、地域、各種団体、社会福祉協議会、関係機関、行政等が連携して地域福祉を推進していく指針となります。なお、具体的な取組みについては、月形町社会福祉協議会が策定予定の「地域福祉実践計画」と連携を図り、進めていきます。

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 36 年度を目標年度とする 10 か年計画です。なお、関連計画との整合や社会情勢及び制度の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うものとします。



6. 計画の策定方法

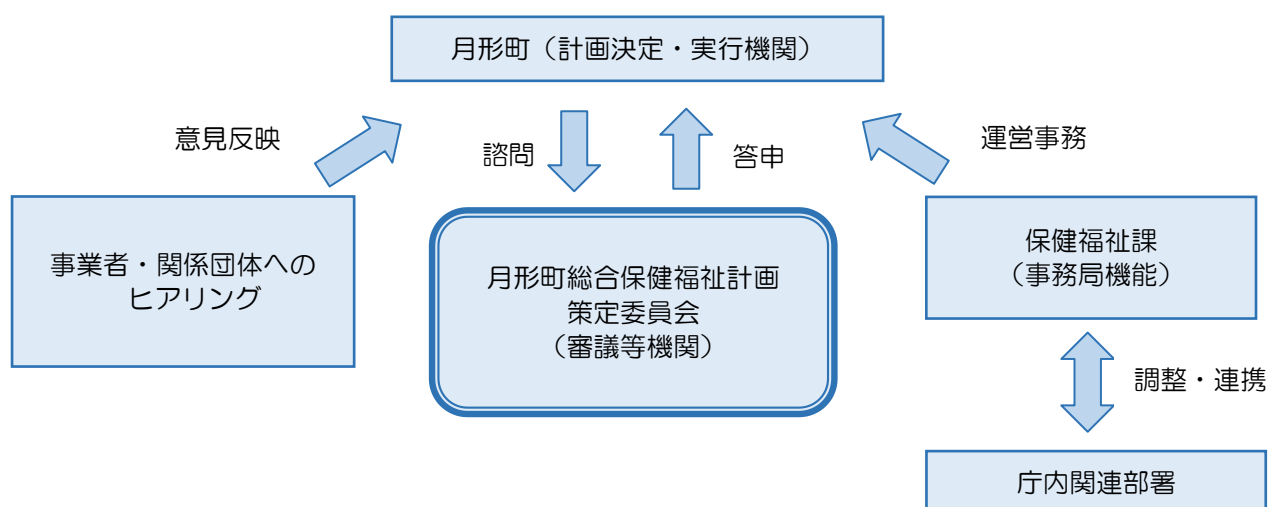
(1) 計画の策定

本計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業及び介護保険事業の担当部門である保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の参考とするため関係機関へのヒアリングを実施し、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等の構成による計画策定委員会を設置し、計画内容の審議を行いました。

(2) 計画策定の体制

月形町は、月形町総合保健福祉計画策定委員会の意見を踏まえ、計画を決定します。月形町総合保健福祉計画策定委員会は、町の諮問を受けて計画策定とともに、計画の推進にかかわる調査及び審議を行い、運営は保健福祉課が行います。

計画策定及び事業実施にあたっては、町民、関係者等の意見を聴くものとします。

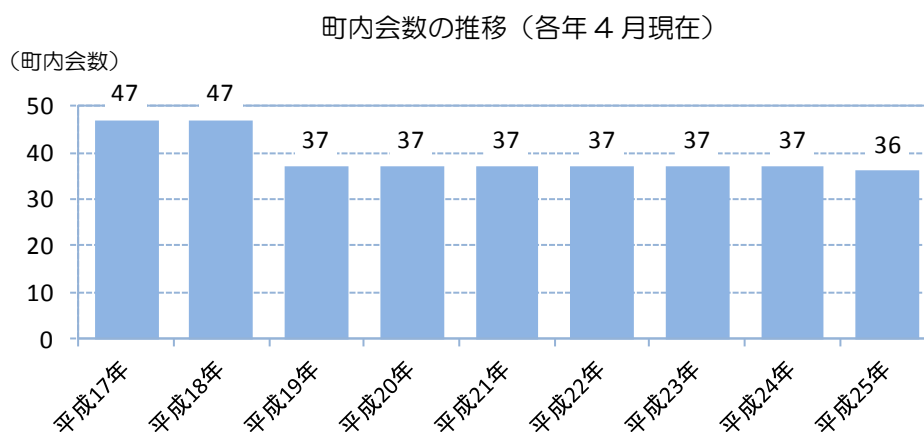


第2章 地域福祉を取り巻く環境

1. 地域福祉を支える活動

(1) 行政区・町内会

本町では、平成 25 年 12 月現在、14 行政区 36 の町内会が活動しています。各行政区・町内会は会員相互が助け合い、協力し合って、明るく住みよいまちづくりのために、広報、社会福祉、環境美化、防犯・自主防災、文化・レクリエーション活動など幅広い役割を担い、より豊かな地域づくりに自主的に取り組んでいます。



資料：月形町総務課

(2) 民生委員・児童委員

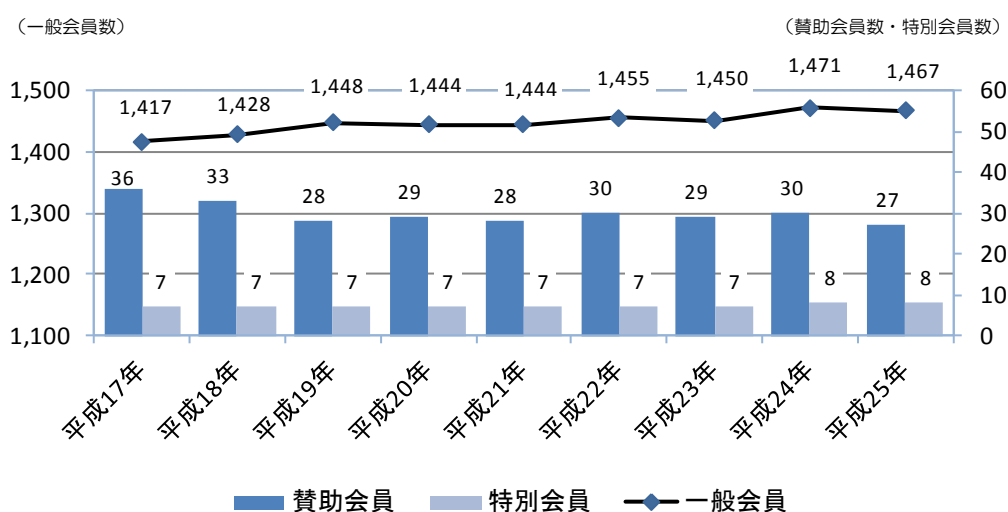
本町では、平成 26 年度、14 名の民生委員・児童委員と 2 名の主任児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員の活動は、身近な地域の中で困っている方や援助を必要とする方々の相談を行い、支援することです。その対象は高齢者や障がい者から、児童に関する問題まで幅広く、地域と行政機関のパイプ役として活動しています。

(3) 月形町社会福祉協議会

月形町社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉を推進する団体です。主に、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助を行うとともに、訪問介護など高齢者向けサービスや福祉有償運送をはじめとする生活支援サービス、ボランティア活動のとりまとめなどの様々な活動を行っています。これらの活動を積み重ねながら、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んでいます。

月形町社会福祉協議会の会員数推移（各年4月現在）



資料：月形町社会福祉協議会

(4) 福祉関連サービス事業者

本町には、介護保険サービスを提供する「社会福祉法人 藤の園」「社会福祉法人 月形福祉会」「医療法人社団 北柳会」、障がい福祉サービスを提供する「社会福祉法人 雪の聖母園」、「社会福祉法人 札親会」といった多くの事業者が、町と連携しながらサービスの提供を通じて地域福祉の向上に貢献しています。

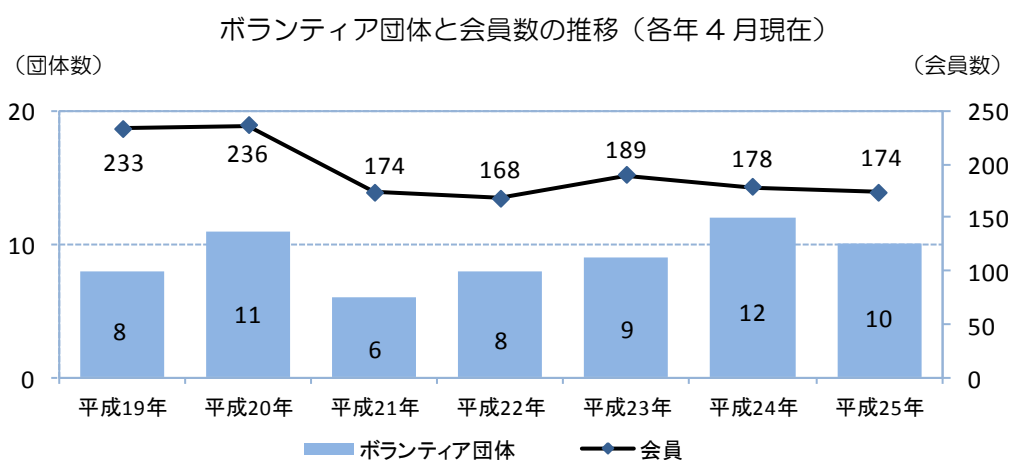
法人名	事業所名	提供サービス
高齢者福祉サービス		
社会福祉法人 月形町社会福祉協議会	はーとふるつきがた	訪問介護、福祉有償運送
社会福祉法人 藤の園	月形藤の園特養部	介護老人福祉施設 短期入所 など
	月形藤の園養護部	養護老人ホーム
社会福祉法人 月形福祉会	月形愛光園	介護老人福祉施設 短期入所 など
	月形愛光園デイサービスセンター	通所介護
医療法人社団 北柳会	月形緑苑	介護老人保健施設 通所リハビリテーションなど
障がい福祉サービス		
社会福祉法人 月形町社会福祉協議会	はーとふるつきがた	居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護 など
社会福祉法人 雪の聖母園	障がい者支援施設 雪の聖母園	施設入所支援、生活介護、 就労継続支援 B型 など
社会福祉法人 札親会	つきがた友朋の丘	施設入所支援、生活介護、 就労継続支援 A型 など
NPO 法人サトニクラス	サトニクラス酵母	就労継続支援 A型
児童福祉サービス		
社会福祉法人 札親会	月形町花の里保育園	幼児保育、子育て支援

(5) ボランティア

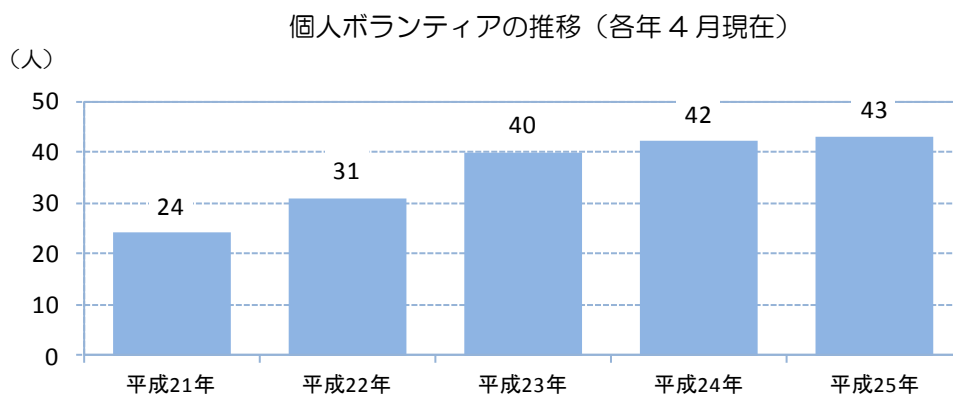
本町では、月形町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターが中心となって、町内でのボランティア活動を行っています。

平成 25 年度の登録ボランティア団体数は 10 団体、会員数は 174 名となっており、福祉施設での奉仕活動やイベント協力、サロン活動などを行っています。

個人ボランティアの登録数は徐々に増加しており、平成 25 年度末時点で 43 名となっています。



資料：月形町社会福祉協議会



資料：月形町社会福祉協議会

(6) NPO 法人（特定非営利活動法人）

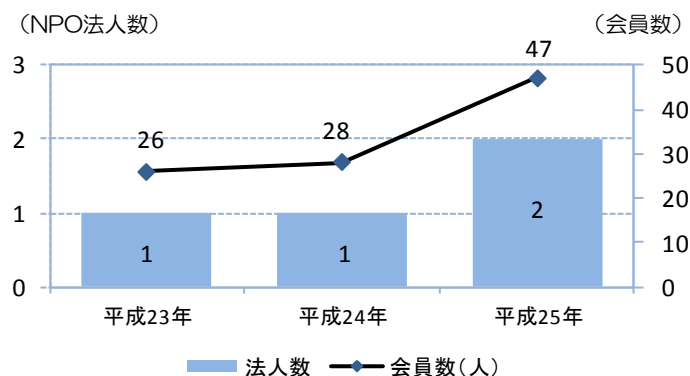
「NPO」とは「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。非営利の活動だけではなく、収益を目的とする営利事業を行うことも認められており、事業で得た収益は様々な社会貢献活動に充てられています。

平成 26 年 12 月現在、町内では「コミュニティワーク研究実践センター 月形事業所わくわく」および「サトニクラス」が就労に関わる地域コミュニティ事業を中心に活動を行っています。

月形町内の NPO 法人

名 称	活動概要
コミュニティワーク研究実践センター月形事業所わくわく	一般就労に困難を抱える若者を社会、地域全体で支え、新たな就労等を作り出す地域コミュニティ事業を実施しています。
サトニクラス	就労支援事業所として農業と福祉をつなぐ実験事業を展開、漬物作り、野菜作り、販売、イベント参加などを行っています。

NPO 法人と会員数の推移（各年 4 月現在）



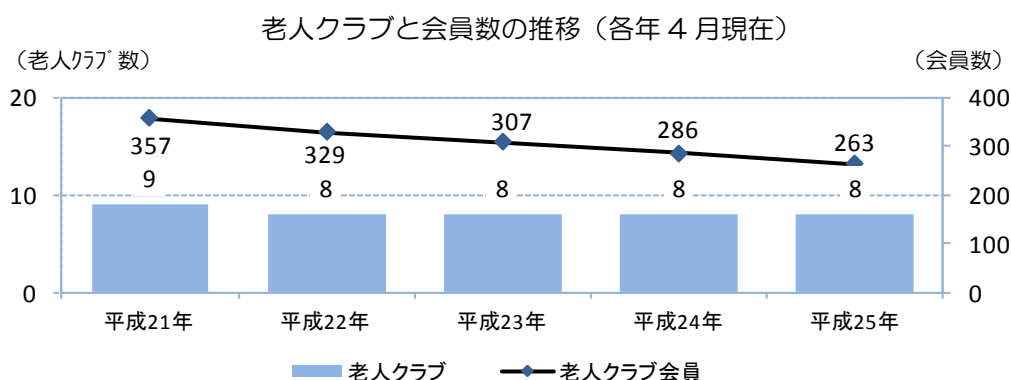
資料：月形町保健福祉課

2. 地域の交流活動

(1) 老人クラブ

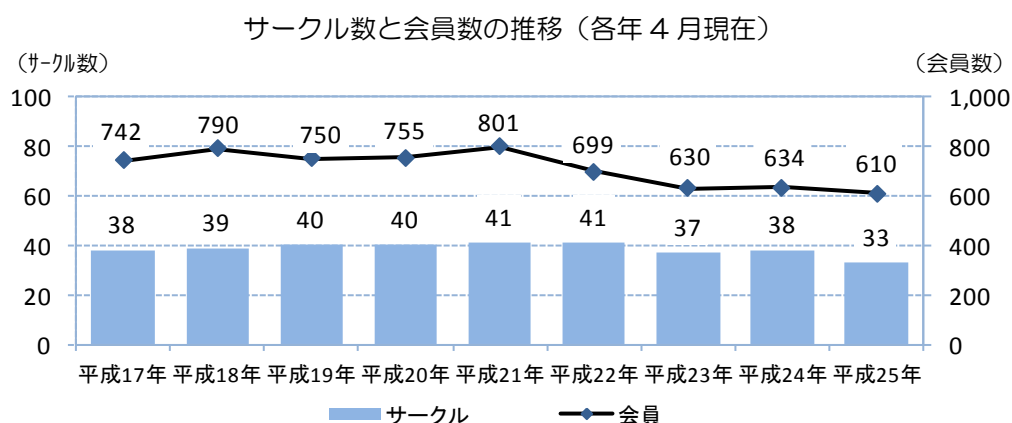
老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な団体で、高齢者の生きがいつくりや健康づくりのために活動しています。

本町では、単位老人クラブ数が8クラブ（うち老人クラブ連合会所属は7クラブ）活動していますが、高齢化などを背景に会員数は年々少なくなってきました。



(2) スポーツ・文化サークル

本町では、各種スポーツや囲碁・将棋などのサークルが活動しており、平成25年は33サークル、610人の会員が活動を行っています。



3. バリアフリー化の状況

分類	施設名	バリアフリー化の状況（○：設置されている場所）			
		手すり	障がい者 対応トイレ	スロープ (出入口)	障がい者用 駐車場
町の機関・施設	役 場	○	○	○	
	町立病院	○	○	○	
	保健センター	○	○	○	
観光・スポーツ・ 集会施設等	月形樺戸博物館	○	○	○	
	総合体育館	○	○	○	○
	月形温泉ゆりかご (湯里花郷)	○	○	○	○
	月形温泉ホテル	○	○	○	○
	図書館		○	○	
	月形町交流センター 「つき・あえ〜る」		○	○	○
	多目的研修センター		○	○	
	札比内コミュニティ センター		○	○	
	南地区広域集落会館		○	○	
教育・保育施設・ 学校等	月形小学校	○	○	○	
	月形中学校	○	○	○	
	月形高等学校	○	○	○	○
	花の里保育園		○	○	
	学童保育所 きららクラブ			○	
	月形大谷幼稚園				

※平成 26 年 12 月現在

第3章 地域福祉計画の実施状況

1. 地域福祉計画の実施状況

本町では、平成 18 年度から平成 26 年度までの 9 年間、地域福祉計画を推進してきました。計画の推進にあたっては、月形町社会福祉協議会をはじめ福祉サービス事業者や、地域住民との連携・協力体制のもと施策・事業を展開し、環境づくりや連携体制づくりの面で成果を挙げてきました。また、「福祉の意識づくり」といった目に見えない部分においても、徐々にではありますが町民に浸透してきていると考えています。

地域福祉計画における、これまでの主な実施状況は次の通りとなっています。

(1) 福祉のまちの土壌づくり

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
福祉の こころづくりの推進	支えあう意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で支え合う意識を高めるため、行政区に見守り事業にかかる交付金を交付しました。 ○「せわすき・せわやき隊」による朝のあいさつ活動を実施しました。 ○社会福祉協議会による地域福祉ネットワーク会議を開催しました。 ○平成 26 年度に障がい者自立支援ネットワーク会議を設立しました。
	福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の充実により、思いやりの心や支え合う心の醸成を図りました。 ○平成 26 年度に福祉の講話や福祉施設での体験活動を行いました。 ○保健福祉実務者が研修会に参加しました。
人にやさしい まちづくりの推進	障壁のないまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○新しく作られた公共施設はバリアフリー化に対応して建設しました。 ○既存の施設にスロープを設置するなど、バリアフリー化を進めました。 ○障がい者自立支援ネットワーク会議を設立し、障がい者のバリアフリー化について検討を行える体制をつくりました。
	安心・安全な まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○災害など緊急時に支援が必要な人の名簿（災害時要援護者名簿）を整備しました。 ○災害や犯罪が発生した時のために、情報伝達基盤の整備（防災行政無線、町広報車、町広報紙、ホームページ、IP 告知端末機、携帯電話のエリアメール）を進めました。 ○防災士の育成や防災士連絡会の活動を支援しました。

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
		<ul style="list-style-type: none"> ○月形防災マップを全戸配布しました。 ○月形町地域防災計画の見直しを行いました。 ○防犯協会など関係機関と連携し、啓発活動やパトロール活動の充実を図りました。 ○隔年を目処に防災訓練を実施しました。

(2) 地域福祉活動の活性化

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
地域づくり活動の活性化	既存の地域づくり活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○24 行政区を 14 行政区に再編しました。 ○社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、行政区、地域住民からの情報を関係機関で共有し、必要に応じて対応してきました。
	新たな地域づくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO が 1 団体参入し、現在は、特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センターと特定非営利活動法人サトニクラスが地域活動を行っています。 ○NPO の地域活動や、NPO 同士の情報交換に支援を行いました。
福祉ボランティア活動の活性化	ボランティアのすそ野の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防笑学校を開催し、ボランティア実践者向けの傾聴技術やレクリエーション技術の基礎講座を実施しました。 ○子ども会でボランティア体験活動を実施しました。 ○社会福祉協議会が福祉全般に関するボランティア登録、研修会を行いました。
	活動の活発化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されました。 ○ボランティアセンターの活動に支援を行いました。

(3) 保健・医療・福祉のネットワークづくり

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
保健・医療・福祉のネットワークづくり	社会福祉協議会の組織強化	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の職員が増員され、12 名になりました。 ○社会福祉協議会の一般会員数が平成 25 年に 1,467 人になりました。
	保健・医療・福祉のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 18 年度に地域包括支援センターが保健福祉総合センターに設置されました。 ○地域包括支援センターが主体となり、平成 19 年度から地域ケア会議を実施しています。地域ケア会議は、介護関係事業所、社会福祉協議会、町立病院、保健係が参加

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
		し、個別ケース検討や、町内高齢者の情報共有などを行っています。 ○障がい者自立支援ネットワーク会議を開催し、障がい者に関する情報を関係機関と共有しています。 ○平成 25 年度から相談支援事業を強化しました。
利用者本位のサービス提供体制づくり	情報提供・相談体制の強化	○広報や介護保険料通知にリーフレットを同封するなど、介護保険制度についての情報提供を行ってきました。 ○地域包括支援センターで高齢者や介護の相談を受け付けました。 ・平成 23 年度 230 件 ・平成 24 年度 254 件 ・平成 25 年度 252 件
	利用のための権利の保護	○成年後見制度事業を支援してきました。平成 25 年度は、後見人報酬補助 1 件、町長申立の申請支援を 1 件を行いました。

2. 福祉関連事業者ヒアリング

(1) 実施要領

計画策定の参考とするため、月形町社会福祉協議会、高齢者関連事業者、障がい関連事業者に訪問ヒアリングを行いました。

実施日	平成 26 年 10 月 17 日～22 日
ヒアリング対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 月形町社会福祉協議会 ・ 社会福祉法人 藤の園 月形藤の園 養護部・特養部 ・ 社会福祉法人 月形福祉会 月形愛光園 (特別養護老人ホーム、デイサービスセンター) ・ 医療法人社団 北柳会 月形緑苑 ・ 社会福祉法人 札親会 つきがた友朋の丘 ・ 社会福祉法人 雪の聖母園 (障がい者支援施設、計画相談支援)

(2) 社会福祉協議会へのヒアリング結果

分野	意見・要望・課題など
地域福祉全般	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときの相談先がわからないとの声が多い。 ○「福祉」は自分とは関連性が薄い、と感じている人がまだ多い。 ○地域のことは地域で解決する、という近年の地域福祉の考え方が浸透しているとは言えないと感じる。 ○地域において地域福祉を主体的に進めるリーダーが不在。
福祉サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の認知度が低く、提供サービスの利用者数が少ない。 ○福祉有償運送サービスは、車両・運転手ともに少ない。 ○アンケートでは「除雪の支援」のニーズが多い結果。
社会福祉協議会の人材について	<ul style="list-style-type: none"> ○職員は増えてきたが、職員のなり手が少ない。
ボランティアについて	<ul style="list-style-type: none"> ○個人ボランティアは40名程度だが、募集してもなかなか集まらない。 ○ボランティアの高齢化と活動の場が少ないことが課題。
今後の活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の認知度向上と担い手づくりの両面から、住民懇談会を積極的に進めていきたい。 ○生活困窮者など、制度では救えない人への支援（狭間の支援）を行っていくため、専門的な知識を持つ人材の確保や、町民の意識向上などに取り組みたい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉に関連する部署や関係機関が一同に集まる場があってもいいと思う。

(3) 高齢者関連事業者へのヒアリング結果

分野	意見・要望・課題など
事業者としての課題	<ul style="list-style-type: none"> ○人材の確保が困難となっている。 ○業務多忙のため、人材育成・スキルアップが難しい。 ○認知症に対する基礎知識・専門的知識ともに職員のスキルアップが必要。 ○認知症高齢者に対応できる人材がいないため、認知症高齢者の受け入れが難しい状況となっている。 ○利用者数が少なく、経営として厳しい状況にあるサービスがある。 ○建物の老朽化に伴い、改修が必要となってきている。
外出・移動手段の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の移動手段の確保が必要。 ○スクールバスは高齢者が利用する時間帯に合っていない。 ○高齢者が外出しにくい要因として、移動手段が限られていることも理由となっている。
高齢者のニーズについて	<ul style="list-style-type: none"> ○理美容の訪問サービスはニーズがあると思う。 ○事務手続き等の普段やりなれないことは不安に思う人が多い。 ○高齢者の就労支援があるといいと思う。 ○生活支援サービスでは、窓ふき、掃除を依頼されることが多い。

分野	意見・要望・課題など
介護予防について	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防は、訓練としての取組よりも、人に会うなどの楽しみを目的としている人が増えている。 ○介護予防は、遊びに行く感覚でできることをメニューとして進めるのが良いと思う。 ○介護予防に関する知識を広めていくことが大切。そのためには、専門的知識を持った事業所の人材を活用していくことも必要だと思う。
ボランティアの受入れについて	<ul style="list-style-type: none"> ○日赤奉仕団からのボランティアは定期的に受け入れている。 ○認知症高齢者の対応として、見守りだけでもボランティアの活用は有効と考えている。 ○単純作業や、高齢者の話し相手などボランティアが活躍できる場があると思う。 ○ボランティアの受け入れは、施設内のクラブ・サークル活動に参加してもらうのが有効と考えている。
今後の高齢者施策について	<ul style="list-style-type: none"> ○今後は介護サービスとして手軽なものを検討し、それにシフトしていく方向がよいと思う。 ○月形町に合った地域包括ケアシステムを構築するには、専門職が集まって検討することが必要。 ○町内に、施設サービスと在宅サービスの間隔的な施設（グループホームなど）が足りないと感じる。 ○国が進めている地域包括ケアシステムについて、町民に広く知ってもらうことが必要。 ○地域包括ケアシステムの構築は医療面での充実化の取組が必要。
町への意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ○人材確保やスキルアップへの支援を行ってほしい。 ○悪天候時などに送迎の支援をしてほしい。 ○保健福祉課が中心となって高齢者施策を進めるにあたり、保健福祉課で対応しきれない部分は事業者などに委託することも必要だと思う。 ○事業者とボランティアの接点の場を提供してほしい。 ○事業を進めていくにあたり、現在空いている建物等の有効活用を考慮した方がよいと思う。 ○介護保険のしくみを含め、町内の介護保険サービスの利用方法を町民に周知することが必要だと思う。 ○町内全ての介護事業者が集まる会議があってもいいと思う。

(4) 障がい者関連事業者へのヒアリング結果

分野	意見・要望・課題など
事業者としての課題	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の高齢化が進みつつあり、支援サービスの内容に高齢者介護の要素が必要となってきている。 ○人材の確保が困難となっている。 ○建物の老朽化に伴い、改修が必要となってきている。 ○高齢者への対応に時間がとられることが多い。 ○業務負荷が非常に高い。
障がい者のニーズについて	<ul style="list-style-type: none"> ○町外含めて外出へのニーズは高いと感じている。 ○外出の支援はボランティアの支援も有効な側面があると思う。 ○若い人は家族とのつながりを求めていると感じている。 ○一定以上の年齢の人は、安心して生活できる場が求めていると思う。 ○事務手続きに不安を感じる人が多く、支援が必要な場面が多い。
今後の障がい者施策について	<ul style="list-style-type: none"> ○医療面での充実化が必要と考えている。 ○地域で長く暮らしていくため、グループホームなどの居住サービスや、訪問介護などの居宅サービスを充実化してほしい。 ○町内には障がい者がともに暮らしているということを町民の皆さんに認識してほしいと考えている。ただし、障がい者がどのように感じるかの配慮は必要。
町への意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ○施設単体での人材募集は厳しい状況のため、採用活動を町に支援してほしい。（合同説明会など） ○職員の住まいを確保するため、住まいの充実化を図ってほしい。 ○利用者の高齢化によって介護度が上がった場合、介護施設へのスムーズな移行をできるようにしてほしい。 ○障がい者、高齢者の両方に対応できるグループホームがあるとよいと思う。 ○バリアフリーの対応が必要な箇所がまだ残っていると思う。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

地域福祉は、誰もが住み慣れた地域で生き生きと生活していくために必要不可欠なものです。住民自身が住みよい地域をつくるために、地域の課題をみんなで解決し、またその過程で地域の良さを引き出していくことで、人と人、地域とのつながりが生まれます。

本町においては、少子高齢化の進行、高齢者世帯や核家族世帯の増加が目立っており、家族や地域において、このつながりが薄れつつあります。

しかし一方では、身近な地域でのあいさつや近所付き合いを通じての地域のつながりがあることや、積極的にボランティア活動に参加している人がいることなど、良いところがあります。このような部分をより一層伸ばし、すべての地域住民がお互いに支え合うという共通の認識を持つことが、生活課題を抱えた人の自立生活を支える大きな力になると考えます。

本町に暮らす住民一人ひとりが“住みよい地域を、住みよい月形町をつくっていく担い手である”という認識をもちながら、多様化する生活課題を克服する住民の知恵によって、住み良さを実感できるまちへの取組みを進めることが大切です。

本計画では、子ども、高齢者、障がい者たちをはじめ、住民一人ひとりがあたたかい心を持ち、支え合い・助け合いながらつながりを深め、地域が一体となってまちづくりを進めていくため、基本目標を以下のように設定します。

基本目標

地域で支え合い、つながりのあるまち

2. 施策の方向性

「月形町第4次総合振興計画」の地域福祉分野における主要施策に則り、本計画の基本目標である「地域で支え合い、つながりのあるまち」を実現するため、意識など土壌づくりの面、まちづくりの面、福祉サービスの面で、施策の方向性を次の通り定めます。

(1) 福祉のまちの土壌づくり

高齢化や、障がい者の社会参加が進む中で、誰もが福祉の担い手となり、受け手となる社会への転換が進んでいます。福祉ニーズが急速に増大、多様化する現代においては、町民の自助努力と、町民どうしの共助がまず行われ、自助や共助では不可能なことについて、公的福祉サービスによる公助で補完するという原則を尊重していかなければ、福祉は持続することができません。

そのため、支えあう意識の高揚を図り、福祉の担い手の育成に努めることにより、自助・共助の土壌を醸成するとともに、地域福祉活動の舞台となる町内のあらゆる場所で、支え合い、助け合える地域づくりを進めます。

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

住み慣れた地域で、安心・安全に暮らすためには、日常生活上の不安を解消することが必要です。人にやさしいまちづくりを行うため、防災・防犯、交通安全対策などについて、地域ぐるみで対応できる体制づくりを目指します。

また、地域のみんなが安全に暮らせるために、公共施設や公営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、介護が必要な高齢者や、障がい者のために、移動手手段の確保や除雪サービスなど生活支援にも力を入れていきます。

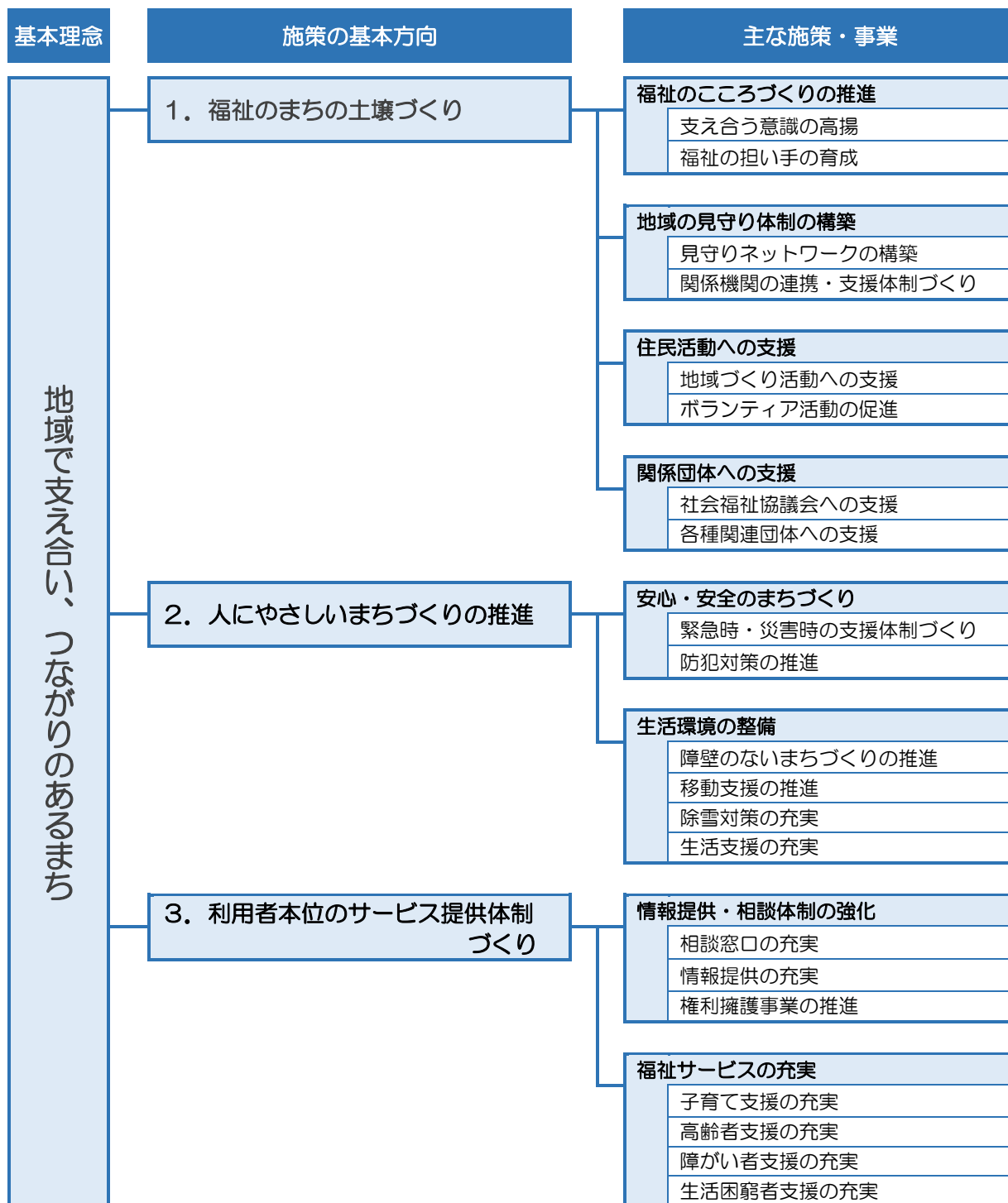
(3) 利用者本位のサービス提供体制づくり

公的福祉サービスは、本来、自助・共助を補完するものですが、福祉ニーズが増大、多様化する中、その役割は飛躍的に拡大しています。また、行政や社会福祉法人、福祉関連事業者など複数のサービス提供主体があり、サービスメニューも複雑化しています。

こうした中、利用者が真に必要なサービスを自ら選択し、質の高いサービスを安心して利用できるしくみが重要となっています。

そのため、高齢者施策、障がい者施策、子育て施策など、分野ごとのサービス・事業をわかりやすく情報提供し、すべての利用者がサービス・事業に満足できるよう、町民、事業者、行政が連携しながら、利用者本位のサービス提供体制づくりに努めていきます。

3. 施策体系



第5章 施策の展開

1. 福祉のまちの土壌づくり

(1) 福祉のこころづくりの推進

① 支えあう意識の高揚

多くの人々の「福祉」という言葉のイメージの中には、「行政などのサービスを必要としている高齢者や障がい者などの困っているひとたちのもの。自分には関係がない。」という意識がまだ多いように思われます。しかしながら地域福祉の考え方は、「全ての住民が福祉の担い手であり同時に受け手でもある。」という認識の上に成り立っています。

地域に暮らす住民一人ひとりが地域に目を向けてもらい、地域で何ができるのかを考え、認識することができるように講習会等の機会を増やし、行政職員をはじめ住民の福祉に対する意識の高揚を図ります。

② 福祉の担い手の育成

地域福祉の担い手は、さまざまな分野の人が活動しています。しかし、行政区やボランティア活動は、参加者の減少や高齢化、固定化等といった現状がみられます。

今後、高齢者の生きがい、障がい者の社会参加、地域での子育てなどの拡充が求められ、その担い手の必要性は、さらに高まっています。

そこで、これからの地域福祉を進めていく上で「住民主体・住民参加」という原則に基づき、多くの担い手により支えあえる地域づくりのためにも、さまざまな分野の人材育成を推進します。

取組みの主体	具体的な取組み
【自 助】 町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none">・あいさつ運動や声かけ運動の推進、地域の祭り、伝統行事、各種のイベントなどに積極的に参加に努めます。・福祉の理念や制度、歴史などに興味を持ち、学校や生涯学習の機会などで継続して学習します。
【共 助】 地域や関係機関・町が協働すること	<ul style="list-style-type: none">・町内会活動を活発にし、交流を深めます。・住民の希望や不満を聞き取るようにします。・地域活動が魅力あるものになるよう心がけ、参加者を増やし、担い手となる人材の育成に努めます。・福祉サービス事業所の人材発掘と育成を行います。
【公 助】 町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">・広報・啓発活動に努め、町の行事などを通じて町民同士の交流を促進します。・地域での活動や支え合う意識を促進するため、行政区への支援を行います。・保育園、幼稚園、小中高校など、若い頃からの福祉教育の推進に努めます。・福祉サービス事業所の人材の発掘と確保に支援を行います。・福祉サービス事業所の人材育成・スキルアップに支援を行います。

(2) 地域の見守り体制の構築

①見守りネットワークの構築

本町では、地域見守り推進事業により要援護者・見守り対象者の名簿を作成し、各行政区、社会福祉協議会、消防などと名簿を共有し、安否確認など日頃の見守り活動を行ってきましたが、地域における見守り活動の充実化には、それぞれの地域の協力が不可欠です。

今後も地域見守り推進事業を継続して進めていくとともに、地域における見守り活動に支援を行っていきます。

②関係機関の連携・支援体制づくり

これからの福祉サービスは、福祉のみならず、保健・医療を包括し、生活という観点に立った総合的なサービスの提供が求められ、より一層の保健・医療・介護・福祉の連携が必要となっています。

こうしたなか、本町では、平成 18 年度に設置された地域包括支援センターが主体となり、介護保険関係事業所、社会福祉協議会、町立病院、保健係が参加して地域ケア会議を平成 19 年度から実施し、個別ケースの検討や高齢者の状況共有、新しい施策の情報伝達等を行っています。

また、社会福祉協議会が主体となる地域福祉ネットワーク会議の開催や、平成 26 年度からは障がい者自立支援ネットワーク会議が設立されるなど、保健・医療・介護・福祉の連携の場が増えています。

今後もこれらの活動の活発化を図るとともに、地域の福祉サービスを必要とする人を保健や医療の現場からいち早く発見し、適切に対応するためにも、保健・医療・介護・福祉の人的ネットワークの充実と情報の共有化などを推進していきます。

取組みの主体	具体的な取組み
【自 助】 町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none">・日頃から、隣近所とあいさつをはじめ、色々な交流を持つことで気軽に話し合える関係をつくります。・地域に住む一員として、地域にどんな課題があり、身の回りにどんな困っている人がいるかについて情報の収集に努めます。・周囲に困っている人がいたら、相談窓口にご相談するように支援をします。
【共 助】 地域や関係機関・町が協働すること	<ul style="list-style-type: none">・安否確認など見守り活動を継続して実施します。・地域の課題や解決策などを話し合う場・機会の創出に努めます。・行政区・町内会、民生委員・児童委員、障がい者相談員などは、連携して幅広く課題解決に取り組みます。・地域福祉ネットワーク会議を開催し、地域の課題把握や情報共有を図ります。
【公 助】 町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">・地域での声かけ、見守り運動などを促進するとともに、活動の支援を図ります。・既存施設の有効利用などにより、地域住民が集まって情報交換や交流ができるような場の提供を検討します。・地域ケアの拠点として、地域包括支援センターの機能強化を図り、地域住民の保健医療の向上、福祉の増進を図ります。・子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉の各分野において、保健・医療・介護・福祉分野の連携・協力体制を強化します。

(3) 住民活動への支援

①地域づくり活動への支援

いざというときに頼れるのは“お隣さん”であり、普段からのご近所とのつながりが大切です。自分たちでできることは、自助の原則に基づき、自らの努力で解決を図ることが大切ですが、それでも解決できない場合や、困ったときに助け合える関係を近隣や地域で築いておくことが重要です。

今後も、こうした取組みを継続するとともに、住民の相互扶助意識を高めつつ、様々な地域福祉活動に若い世代や現役を退いた中高年者などの参加促進を図り、活動の活性化と地域の支え合いの仕組みづくりをすすめていきます。

②ボランティア活動の促進

本町でのボランティア団体の活動は、保育園や幼稚園、小中高校、各種地域づくり組織、福祉施設など多様な主体のもとで行われていますが、個人ボランティアは、町内のお祭りやイベントなどが主な活動の場となっており、ボランティアを行う機会が多いとは言えません。

今後は、ボランティア団体による活動の一層の活発化を図るとともに、個人ボランティアのすそ野を拡大し、活動の場を充実させることが大切です。そのためにも、社会福祉協議会のボランティアセンターの活動に支援を行い、ボランティア活動の活発化を図ります。

取組みの主体	具体的な取組み
【自助】 町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none">・地域づくり活動に積極的に参加します。・ボランティア活動に関心を持ち、各種ボランティア研修会や講座に参加します。・ボランティア団体や個人の相互交流を深め、情報の交換に努めます。
【共助】 地域や関係機関・町が協働すること	<ul style="list-style-type: none">・地域づくり組織での活動の中で、情報交換、声かけ・見守り活動、多世代による交流活動などを拡大していきます。・地域で行われているボランティア活動の広報を充実させます。・ボランティアの積極的な受け入れを行います。・地域でボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする人の円滑な橋渡しを促進します。
【公助】 町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">・既存の地域づくり組織による地域福祉活動の強化を図り、町の地域福祉力の向上につなげていきます。・町民の理解を得ながら、引き続き行政区の再編を図っていきます。・広報等を通じて、ボランティア活動の意義、必要性の啓発やボランティア活動の紹介などを行います。・町民のボランティアへの参画を促進し、ボランティアのすそ野の拡大を図ります。・社会福祉協議会の運営するボランティアセンターの支援を行います。

(4) 関係団体への支援

①社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、福祉活動への住民参加の支援、社会福祉を目的とする事業の企画・実施などを行う組織であり、住民一人ひとりが地域の中で安心して自立した生活が送れるよう様々な福祉活動を推進しています。

本町では、月形町社会福祉協議会が昭和 43 年に設立され、地域福祉を主体的に推進するとともに、訪問サービスや除雪サービス、配食サービスなど多様なサービスの提供やボランティアの育成などに努めてきました。

今後も町と月形町社会福祉協議会は、車の両輪となって主体的な地域福祉活動を推進していくため、さらなる連携を深め、支援の充実を図っていきます。

②各種関連団体への支援

本町では、介護が必要な高齢者向けの施設や障がい者向けの施設を運営する町内の関係する事業所と連携して町の福祉施策を進めています。また、町内には地域活動を実施している NPO として、特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター、特定非営利活動法人サトニクラスが活動を行っています。

これらの関係団体は、町の福祉施策を進めていくために欠かせない存在であり、今後も連携を深めつつ、高齢者や障がい者への福祉活動や地域づくり活動に向けての支援を行っていきます。

取組みの主体	具体的な取組み
【自 助】 町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none">・社協だよりなどによって社会福祉協議会の活動についての理解を深めます。・社会福祉協議会の趣旨に賛同し、会員となり、会の活動に積極的に参加します。・町内の NPO の活動について理解を深めます。・NPO の活動に積極的に参加します。
【共 助】 地域や関係機関・町が協働すること	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会の活動趣旨、事業内容などを広く住民に周知します。・社会福祉協議会を中心に地域の諸団体が連携していくための指針となる地域福祉実践計画を推進します。・人材の育成や財源の確保など組織基盤の強化を図ります。
【公 助】 町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会との連携を強化するとともに、様々な活動を支援します。・社会福祉協議会、老人クラブや福祉団体など、各種団体とのネットワーク形成を図ります。・福祉関連事業者の連携を深め、町内の福祉サービスの充実を図ります。・町内の NPO が地域づくりの担い手となることを促進していきます。

2. 人にやさしいまちづくりの推進

(1) 安心・安全のまちづくり

①緊急時・災害時の支援体制づくり

本町では、地域防災計画に基づいて災害時要援護者名簿を整備し、災害時要援護者に対する防災情報の伝達体制や避難誘導などの支援体制について定めています。

災害による被害を最小限におさえるためにも、こうした行政主導の避難誘導に加えて、行政区や自主防災組織などを主体とした地域での避難誘導活動が必要不可欠となっています。

また、災害発生直後に主体になりうるのは地域住民であり、近隣や地域ぐるみでの協力・連携体制を構築し、地域の力で要援護者を守っていくことが必要です。

②防犯対策の推進

誰もが安心して地域生活を送るためには、日頃から地域の防犯対策を万全にしておく必要があります。

一方、近年において高齢者をねらった悪質商法、詐欺などの犯罪や子どもをねらった犯罪などが発生し、社会問題となっています。

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるためには、防犯体制の強化とともに、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境づくりに取り組む必要があります。

取組みの主体	具体的な取組み
【自助】 町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none">・非常持ち出し品を普段から準備し、避難場所や防災設備を確認します。・救急・救命処置などの講習会や避難訓練などに積極的に参加します。・災害時の安否確認に協力します。・日頃から防犯意識を高め、安全パトロールへの協力や門灯の点灯などに努めます。
【共助】 地域や関係機関・町が協働すること	<ul style="list-style-type: none">・要援護者情報を把握し、自主防災組織、民生委員児童委員、行政区・町内会などが協力して、日頃から支援活動の取組みを行います。・地域の要支援者や危険箇所等の日常的な把握に努めます。・地域の見守り活動や防犯パトロールの実施を推進します。
【公助】 町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">・災害に関する情報を迅速・的確に町民に伝える情報伝達体制を強化します。・「月形町安全で安心なまちづくり条例」に基づき、町内会を単位とした自主防災活動・自主防犯活動を促進していきます。・災害時要援護者名簿を随時更新し、災害時に迅速に対応ができる体制の整備を推進します。・サポートハウスの充実など、町民の自主的な防犯・地域安全活動を促進します。

(2) 生活環境の整備

①障壁のないまちづくりの推進

高齢者や障がい者をはじめ、すべての住民が安心して快適に生活するためには、公共施設や道路、多くの人々が利用する民間施設などが利用しやすいものであることが重要です。

本町では、公共施設や町立病院などの整備・改善をすすめてきましたが、バリアフリー化が行われていない公共施設もまだ残念ながら残っています。

今後も、こうした取組みを継続し、すべての人が快適に暮らせるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン※の考え方に基づいたまちづくりを推進していきます。

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことで、まちづくりの観点では、歩きやすい道、移動しやすい交通手段、あるいはだれでもわかりやすい情報伝達方法等、ハード・ソフトの両面からのやさしいまちづくりという意味のことを指します。

②移動支援の推進

本町では、スクールバスに一般町民も同乗することができ、高齢者や障がい者の交通手段の確保を行っています。また、社会福祉協議会などによる福祉有償運送は高齢者や障がい者に活用されています。その他には、路線バスや民間ハイヤーへの助成を行うとともに、高齢者に「ぬくもり福祉券」を交付し、民間ハイヤーや福祉有償運送利用者への支援を行っています。

今後、高齢者や障がい者の生活活動範囲を拡大するためにも、これまで実施してきた移動支援に関わる事業の充実化を図っていきます。

③除雪対策の充実

本町は、道内でも雪が多い地域であり、高齢者や身体障がい者のいわゆる「除雪弱者」にとって、雪かきや屋根の雪降ろしはたいへん困難な作業となっています。

このような状況に対し、社会福祉協議会では、生活支援の一環として除雪サービスを行っているほか、町では公共性の高い私道除雪に補助をしていますが、除雪を行う人材の高齢化に伴い、人材確保は年々難しくなっています。

除雪弱者に対する支援は、行政だけでなく地域住民のボランティア活動や企業の社会貢献活動もきわめて重要です。今後、地域の住民と連携協働し地域に根ざした除雪体制づくりを検討していきます。

④生活支援の充実

本町では、介護保険サービスの生活支援サービスの一環として、軽易な日常生活援助を行う訪問介護員派遣事業や、配食サービスを実施しています。また、社会福祉協議会では介護保険サービス外の生活支援サービスも実施しています。

今後、介護保険制度の改正により、介護予防と生活支援サービスを組み合わせた総合事業の展開が予定されていますが、これまで実施してきた生活支援サービスの見直しを行うとともに、高齢者や障がい者など、生活支援を必要としている人のニーズに合った事業として充実化させていくことが必要となります。

取組みの主体	具体的な取組み
<p>【自助】 町民に期待すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー、ユニバーサルデザインについて、理解を深めます。 ・ 外出時に困っている人がいたら、積極的に手を差し伸べ、援助します。 ・ 高齢者、障がい者の移動や外出支援などのボランティア活動に積極的に参加します。 ・ 降雪時には、自宅の前などの除雪をしっかりと行います。 ・ 隣近所で除雪に困っている人がいたら、可能な範囲で雪かきを手伝います。
<p>【共助】 地域や関係機関・町が協働すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の清掃や放置自転車などの通行障害物の排除などに努めます。 ・ できる限りユニバーサルデザインに対応した製品の使用に努めます。 ・ ガイドヘルパー（移動支援）などのサービスを周知し、利用促進を図ります。 ・ 通院や買い物の付き添いなどのボランティア活動を充実させます。 ・ 地域住民同士で協力し、安全第一で必要な場所の雪かきを行います。
<p>【公助】 町が行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共建築物については、ユニバーサルデザインを取り入れ施設整備を図ります。 ・ 誰もが使いやすいようにスロープの設置や身体障がい者用駐車場の確保など、既存の公共施設の整備・改修に努めます。 ・ 住民の交通手段として、一般町民のスクールバスの乗車を継続するとともに、路線バスや民間ハイヤーの運行に対する助成のほか、高齢者へ引き続き「ぬくもり福祉券」を交付し、生活活動範囲の拡大のために支援を行います。 ・ 地域の高齢者、障がい者の移送ニーズを把握し、移送サービス事業の充実化を検討します。 ・ 町の公共施設や道路など除雪・排雪を適切に行います。 ・ 地域住民との協働による除雪体制づくりを検討します。 ・ 社会福祉協議会や福祉関連事業者と連携し、住民のニーズに合った生活支援のメニューを検討します。

3. 利用者本位のサービス提供体制づくり

(1) 情報提供・相談体制の強化

①相談窓口の充実

自分が抱えている悩みや不満を相談することができるだけでも、一人で想い悩むことから解放され晴れやかな気持ちになることがあります。しかし、現状では、相談先がわからないといった意見も聞かれ、相談先の周知が十分に行われているとはいえない状況です。

今後は相談窓口の明確化を図るとともに、高齢者や障がい者などへの相談支援については、地域包括支援センターや相談支援事業者などの専門的な相談への対応が可能な機関と連携しつつ、様々な状況に対応できるように体制を整えていきます。

②情報提供の充実

介護保険制度の改正や、障害者総合支援法の導入などにより、保健・医療・福祉の制度・サービスは町民にとって、わかりにくい内容となってきました。

福祉サービスの利用を必要としている人が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう、広報誌やパンフレット、各種講座・会合の機会などを活用し、制度・サービスについての情報提供に一層努めていきます。

③権利擁護事業の推進

認知症高齢者や知的障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行うときに、不利益を被る人がいます。

また、いわゆる社会的弱者と呼ばれる人への近親者による虐待も年々増加傾向にあります。

このため、こうした人たちの権利を守るために、成年後見制度などを活用して、利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められています。

本町では、社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」を推進し、高齢者や障がい者の権利擁護をすすめています。

今後も、虐待防止対策や成年後見制度の普及・啓発と円滑な制度利用に向けた支援を推進していきます。

取組みの主体	具体的な取組み
<p>【自 助】 町民に期待すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政や社会福祉協議会、福祉サービスの事業所、医療機関などで何でも気軽に相談します。 ・ 町、社会福祉協議会、関係機関などが発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用します。 ・ 出前講座や講習会などに積極的に参加します。 ・ 権利擁護に関する学習の機会に参加します。 ・ 障がい者や認知症について理解を深めます。
<p>【共 助】 地域や関係機関・町が協働すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターやケアマネージャー、福祉サービス事業者、その他の関係者も活動の中で相談に対応します。 ・ 相談を受けられる人材の育成に取り組みます。 ・ 制度を必要とする人がいれば、地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、町の相談窓口との連携を図ります。 ・ サービス事業者は、権利擁護に関する従事者の研修を行うよう努めます。 ・ 虐待を発見した場合は、速やかに関係機関に相談します。
<p>【公 助】 町が行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉課を拠点として、困りごとや福祉サービスの利用希望など、きめ細かい相談の実施に努めます。 ・ 多岐にわたる相談や支援に総合的に対応できるよう、情報の収集や専門機関との連携強化に努めます。 ・ 広報、町ホームページ、公共施設の窓口などで発信する情報内容の充実を図ります。 ・ 成年後見制度の周知、情報の提供、活用に必要な支援を行います。 ・ 虐待に関する知識の普及と虐待防止に努めます。

(2) 福祉サービスの充実

①子育て支援の充実

近年、核家族化が進む中、身近に相談できる人や協力できる人が少なくなったことから、育児の孤立化等が進み、育児負担感や不安が増える傾向にあります。

専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実が求められています。

本町では、これまでは「次世代育成支援行動計画」をもとに実施された各種事業を通じて、子育て支援サービスを推進し、一定の成果をあげてきました。平成 27 年度からは「子ども・子育て支援事業計画」として、制度改正への対応を行うとともに、子育て支援の充実化を図っていきます。

②高齢者支援の充実

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送るためには、介護保険サービスはもとより、高齢者の在宅生活を支える様々なサービスや支援が包括的かつ継続的に行われる必要があります。

本町では、施設サービスの継続的な提供を行うとともに、増加を続ける一人暮らしや夫婦世帯の高齢者が、安心した暮らしを続けていけるよう在宅福祉サービスの充実を図っていきます。また、高齢者一人ひとりが介護保険サービスを含む様々なサービスや資源を活用しながら、継続的に支援が受けられる包括的なケアシステムの構築を町が中心となって推進します。

③障がい者支援の充実

障がい者が、地域で安心して自立した暮らしを営むために、必要なサービスを受けられる仕組みを構築するとともに、障がい者自身が必要なサービスを選択し、決定することが重要です。このため、障がい者のニーズや地域の資源や実状を踏まえ、障がい福祉サービスの整備を図る必要があります。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、また障がいの種別やその程度にかかわらず、障がい者が必要とする障がい福祉サービスの支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスを充実させていきます。

④生活困窮者支援の充実

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある方を対象とし、その自立支援を行うための施策を整備した「生活困窮者自立支援法」が平成 27 年 4 月から施行されます。

「生活困窮者自立支援法」では、福祉事務所がある自治体（都道府県や市など）が実施主体となり、総合相談窓口となる自立相談支援事業や、現在の「住宅手当」を継承する住居確保給付金、自立のための就労支援などの事業が推進されます。

本町においては、生活保護へ対応を適切に実施継続するとともに、町内に存在する経済的な理由で最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある方に対し、道が行う

事業を活用し、社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、生活困窮者への支援を行っていきます。

取組みの主体	具体的な取組み
<p>【自 助】 町民に期待すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て、高齢者、障がい者、生活困窮者を支援するサービスや制度に関わる情報を収集し、内容の理解に努めます。 ・ 困ったことがあった時には、役場の相談窓口や関係機関に気軽に相談します。 ・ 介護・介助の負担が大きいときには、無理せず公的サービスを利用します。 ・ 何らかの事情により経済的に困窮してしまった場合には、町の窓口相談します。
<p>【共 助】 地域や関係機関・町が協働すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種支援サービスについて、わかりやすく情報を提供することに努めます。 ・ 町の施策と連携し、提供するサービスの質の向上に努めます。 ・ 町民のニーズを汲み取るよう努めます。 ・ 地域に経済的に困っている人がいたら、町の相談窓口相談するよう勧めます。 ・ 生活困窮者を支援する制度の理解と周知に努めます。
<p>【公 助】 町が行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改正に円滑に対応し、町民に各種支援サービスを適切に提供できるよう事業を推進します。 ・ 町内の各種支援サービスについて、わかりやすく情報を提供することに努めます。 ・ 地域ケア会議や障がい者自立支援ネットワーク会議を通じて、関係機関との情報共有と連携強化に努めます。 ・ 生活困窮者自立支援法に基づいて、道が実施する事業を活用し、支援を行います。